

## 令和8年度営農組織育成対策事業について

### 1 補助対象

地域計画の将来の農地利用を担う者として位置づけられた集落営農法人又は集落営農。

集落営農は、次の要件をすべて満たすこと

- (1) 代表者、構成員、総会、農用地や農業用機械等の利用及び管理に関する事項等を定めた組織の規約を作成していること。
- (2) 集落営農の口座を設けていること。
- (3) 作物の共同販売経理（利益分配及び費用共同負担）を行っていること。

### 2 補助率

総事業費（税抜の機械購入費）の10分の1以内（上限50万円）

※要望額が予算を超えた場合は、予算内での按分になります。また、要望件数が多数の場合は、令和7年度に本事業を活用されていない団体を優先します。

### 3 補助対象機械

別表「対象機械及び下限面積一覧」のとおり

※機械は、最低事業費が税抜100万円以上で、令和8年度中に購入可能な機械のみ対象

※要望される機械等の規模は、別表の下限面積を基に判断します。また、継続利用する機械等がある場合、下限面積は、所有機械との合算面積になります。

（例）現有：田植機5条→6ha、要望：田植機8条→8haの場合 ⇒ 下限面積14ha

### 4 スマート農業機械について

スマート農業機械（農林水産省による「スマート農業技術カタログ」に記載されたもの又は同等以上と認められるもの）の導入については、下限面積の設定はありません。

（例）自動操舵システム、農薬散布用ドローン 等

また、スマート農業機械は、導入する機械等のうち、本体等にかかる経費以外（パソコン、スマートフォン、通信料、利用料、登録料等）は対象外とします。

### 5 その他

- ・ 提出期限までに内示の出ない国の機械導入支援事業（農地利用効率化等支援交付金等）との要望の併用はできませんので御注意ください。
- ・ 要望される機械は、原則要望受付後の変更や取下げはできません。